

「うちな一消費者」



通信 (生徒用)

2021年7月8日 (木) 第2号

発行 / 沖縄県消費生活センター

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

(沖縄県庁1階)

電話(098)863-9212

沖縄県教育庁県立学校教育課

(沖縄県庁13階)

電話(098)866-2715

第1号では、2022(令和4)年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることを取り上げました。

2016年に選挙権年齢が18歳に引き下げられたことをきっかけに、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、民法の改正が行われました。

成年年齢が18歳に引き下げられると、何が変わのでしょうか？

第2号のテーマは「18歳で成年になったらできること」です。

民法が定めている成年年齢は「一人て契約をすることができる年齢」という意味と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。

これまで20歳になるまでできなかったすべてのことができるようになるわけではなく、民法以外の法律で決められていることは、これまでと変わらず、20歳までできません。

18歳でできるようになることの例

◆ 親の同意がなくても契約できる

- ・スマートフォンを購入する
- ・一人暮らしのためにアパートを借りる
- ・クレジットカードをつくる(支払い能力により、つくれることもあります)
- ・ローンを組む(返済能力を超える場合など、契約できないこともあります)

◆ 10年有効のパスポートが取得できる

◆ 司法書士や公認会計士の資格が取得でき、就業が可能になる

◆ 性同一性障害の人が性別変更の申し立てを行える

◆ 親の承諾なく結婚ができる 等

※2022年4月から、女性の結婚できる年齢が16歳から18歳に引き上げられます。社会が複雑になり、高校進学率が上昇したことなどから、結婚には18歳程度の成熟が必要という理由からです。



20歳まではできないことの例

◆ お酒を飲む

◆ たばこを吸う

◆ 競馬などのギャンブルを行う 等

※お酒やたばこの年齢制限が20歳のまま維持されるのは、健康被害などの不安があるということから、ギャンブルの年齢制限もギャンブル依存症への対策などが理由です。



では、成年に達して一人て契約する

際に注意することは何でしょう？

次号でお伝えします。

「うちなー消費者」



通信(職員用)

2021年7月8日(木) 第2号

発行/沖縄県消費生活センター

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

(沖縄県庁1階)

電話(098)863-9212

沖縄県教育庁県立学校教育課

(沖縄県庁13階)

電話(098)866-2715

生徒用の第2号で「18歳で成年になったらできること」について取り上げました。

各学校で関連の内規の検討も行われているところだと思えますが、成年年齢が引き下げられるとどのような状況が考えられるでしょうか？

例えば、1学期末にあたり、高校2年生の二者面談で生徒から次のような相談を受けたら、どのようにアドバイスなさいますか？

先生、私たち来年18歳になったら成人なんですよ？

私、誕生日4月2日なので、クラスで成人第1号ですかね？ みんなより得した気分です♪

県外の大学に進学したいんですけど、お金たくさん必要なんですよ。

親に授業料や生活費の負担をかけずに、一人暮らしもできますかね？

アパートも一人で契約できると聞いたので、なるべく家賃が安いところを探して自分で契約しようと思っているんです。

お金足りなかったら、バイトしたら大丈夫ですかね？

先生どう思います？



確認ポイント

- 成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。例えば、スマートフォンを購入したり、一人暮らしのためのアパートを借りたり、クレジットカードを作成したり(支払い能力により、作成できないこともあります)、ローンを組んで自動車を購入する(返済能力を超える場合など、契約できないこともあります)といったことができるようになります。
- 親や先生方の理解を得ることが大切なことには変わりはありませんが、親権に服することがなくなる結果、自分の住む場所(居所)や、進学や就職などの進路について、法律上自分の意思で決めることができるようになります。
- 今までとは異なるお金に関する(特に高額な)相談や進路関係の相談、助言を求められることが増えるかもしれません。生徒たちが奨学金を含め、借りたお金の返済の見通しを立てたり、自分で考えてどう行動するのかを選択する力の育成がより求められます。

成年に達して一人で契約する際に注意することは何でしょうか？ 次号でお伝えします。

【参考資料】パンフレット「民法改正 成年年齢の引き下げ ~若者がいきいきと活躍する社会へ~」法務省
「18歳から”大人”に!成年年齢引き下げで変わる事、変わらないこと。」政府広報オンライン